

FP3級
2021 年 5 月
学科
過去問解説

—— 解答にあたっての注意 ——

試験問題については、特に指示のない限り、2020年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

【第1問】 次の各文章((1)～(30))を読んで、正しいものまたは適切なものには①を、誤っているものまたは不適切なものには②を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(1) 公的介護保険の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因を問わず、保険給付を受けることができる。

【答え】

正解は②(×)

公的介護保険とは、介護が必要になったときに、介護サービスを受けられる社会保険制度のことです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
保険料	市区町村が所得に応じる	・健康保険 協会けんぽの介護保険料は1.57%で全国一律(平成30年3月分から) ・国民健康保険の場合 前年の所得に応じる。
受給者	原因問わずに要介護認定・要支援者認定を受けた時に介護サービスを受けることができる。	特定疾病により、要介護認定・要支援認定を受けた時に介護サービスを受けることができる。

原因問わずに要介護認定・要支援者認定を受けた時に介護サービスを受けることができるのは、第1号被保険者となります。

2号被保険者は、加齢に伴う疾病である、初老期における認知症や脳血管疾患など(16種類の特定疾病)が原因で要介護認定・要支援認定を受けた時に介護サービスを受けることができます。

(2) 労働者災害補償保険の保険料は、その全額を事業主が負担する。

【答え】

正解は①(○)

労働者災害補償保険（労災保険）とは、業務上の災害または通勤上の災害によって負傷したり、病気や障害、死亡した場合に、労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

労働者を1人でも使用する事業（個人経営の農業、水産業で労働者数5人未満の場合等は除く）は、適用事業として労災保険法の適用を受けることになり、事業主は保険料を納付しなければなりません。

保険料は全額事業主の負担です。

※雇用保険の保険料は、労働者と事業主で折半で負担します。

(3) 国民年金の第1号被保険者の収入により生計を維持する配偶者で、20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第3号被保険者となることができる。

【答え】

正解は②(×)

国民年金の第3号被保険者は、国民年金の第2号被保険者に生計を維持されている20歳以上60歳未満の配偶者となります。

問題文では「第1号被保険者に」とありますので、不適切となります。

(4) 子のいない障害等級1級に該当する者に支給される障害基礎年金の額は、子のいない障害等級2級に該当する者に支給される障害基礎年金の額の1.25倍に相当する額である。

【答え】

正解は①(○)

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

『2021年度価額』

- ・ 障害等級1級 年額780,900円×1.25+子の加算
- ・ 障害等級2級 年額780,900円+子の加算

〈子の加算〉

第1子・第2子 各 224,700 円

第3子以降 各 74,900 円

●障害等級1級に対する支給額は、障害等級2級に対する支給額は1.25倍となります。

(5) 日本学生支援機構の奨学金(貸与型)のうち、第一種奨学金は利子が付かない。

【答え】

正解は①(○)

日本学生支援機構が運営する奨学金には、貸与型奨学金には第一種奨学金と第二種奨学金があります。

第一種奨学金は無利息ですが、第二種奨学金は有利息となります。

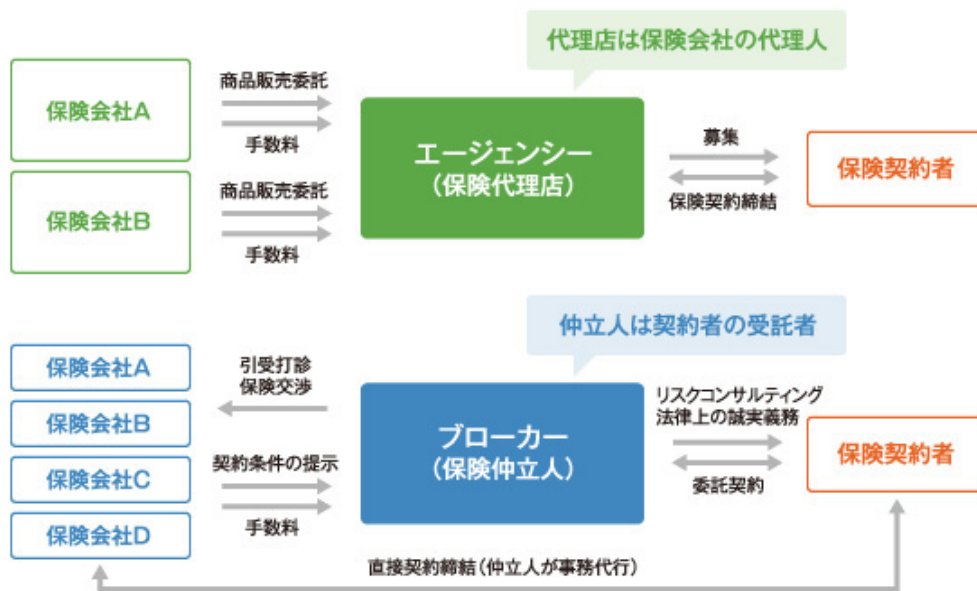
貸与型	
第一種	第二種
無利息	有利息
特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な方に貸与されます。	第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考されます。

(6) 保険業法上の保険募集において、保険募集人が保険契約の締結の媒介を行う場合、保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾した時点で当該保険契約は有効に成立する。

【答え】

正解は②(×)

保険業法とは、保険業に携わる者(保険会社)が守らなければならない法律のことで、保険募集には、代理と媒介(仲介)の2つがあります。



(出典：World Insurance Group)

・保険募集人が保険契約の締結の**媒介**を行う場合には、当該募集人には**契約締結権がない**ため、**保険会社が承諾した時点**で契約となります。

・保険募集人が保険契約の締結の**代理**を行う場合には、当該募集人には**契約締結権を有しています**ので、**保険募集人が承諾した時点**で契約が成立します。

(7) 払済保険とは、一般に、保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金を基に、元契約の保険金額を変えずに一時払いの定期保険に変更する制度である。

【答え】

正解は②(×)

払済保険とは、現在契約している保険の保障期間を変えずに、保障金額を少なくする同種類の保険に変更することで満期まで保障を受けられます。ただし特約部分は消滅します。

●払済保険、延長保険の元の契約との違い

	払済保険	延長保険
保障金額	少なくなる	変わらない
保障期間	変わらない	短くなる

払済保険への切り替えの際に、元の保険契約と変わらないのは保険期間となります。本問では「保険金額を変えずに」とありますので、不適切となります。

※保険金額を変えずに、保証期間を変更するのは、延長保険となります。

(8) こども保険(学資保険)において、保険期間中に契約者(=保険料負担者)である親が死亡した場合、一般に、既払込保険料相当額の死亡保険金が支払われて契約は消滅する。

【答え】

正解は②(×)

こども保険(学資保険)は、保険期間中に契約者である親が死亡した場合、一般的に以後の保険料の払い込みが免除され契約が継続されます。

※一方、被保険者である子が死亡した場合は、契約者である親に死亡保険金が支払われ保険契約は消滅します。

(9) 個人年金保険において、確定年金は、年金支払期間中に被保険者が生存している場合に限り、契約で定めた一定期間、年金が支払われる。

【答え】

正解は②(×)

個人年金の受け取り方は、生存年金・有期年金・確定年金の3種類に分けられます。

生存年金(終身年金)	被保険者が生存している間、永続的に年金を受け取れます。
有期年金	被保険者が生存している間、一定期間にわたり年金を受け取れます。
確定年金	被保険者の生死に関係なく年金が受け取れることが確定しています。

本問の説明は、「一定期間」とあり、有期年金の説明となりますので、不適切となります。

(10) 家族傷害保険の被保険者の範囲には、被保険者本人と生計を共にする別居の未婚の子も含まれる。

【答え】

正解は①(○)

家族傷害保険の範囲は、被保険者に加えて、配偶者、生計を一にする同居親族および別居の未婚の子となります。

また、保険期間中に被保険者に子供が生まれた場合、同一生計であれば、特に手続きなく自動的に補償対象となります。

(11) 公社債投資信託は、投資対象に株式をいっさい組み入れることができない。

【答え】

正解は①(○)

公社債投資信託は、国債・地方債・社債などを組み入れることはできますが、株式を組み入れることはできません。

※株式投資信託は、株式や債券などを組み入れることができます。

ただし、必ずしも株式が組み入れられているわけではなく、今後株式を組み入れる予定の株式投資信託もあります。

(12) 償還期限までの利子相当分をあらかじめ額面金額から差し引いて発行され、満期時に額面金額で償還される債券を、割引債という。

【答え】

正解は①(○)

割引債は、額面金額より安く発行され、額面額で償還される債券のことですので、正しい記述となります。

例えば

額面金額100円のところを発行価格95円で発行され、満期時に100円で償還され、その差益である5円が儲かるというイメージです。

また、ゼロクーポン債とも呼ばれます。

(13) 証券取引所における株式の売買において、成行注文は指値注文に優先して売買が成立する。

【答え】

正解は①(○)

『成行注文と指値注文』

	注文方法	メリット	デメリット
成行注文	いくらでもいいのでX社の株を100株買う(または売る)	売買が成立する可能性が高く、すぐに売買できる	いくらでもいいと注文を出すので、予想外の金額で売買が成立することもある
指値注文	1000円でX社株を100株買う(または売る)	自分が指定した価格で売買できる	価格を指定して注文を出すので、売買が成立しないこともある

●価格優先の原則

- ・同一銘柄に対する複数の売りの指値注文がある場合、価格の低い注文が優先される。
- ・同一銘柄に対する複数の買いの指値注文がある場合、価格の高い注文が優先される。

●時間優先の原則

同一銘柄に対する複数の同値の指値注文がある場合、注文が早い方が優先される

●成行優先の原則

指値注文より成行注文が優先される

(14) 配当性向とは、当期純利益に占める配当金総額の割合を示す指標である。

【答え】

正解は①(○)

配当性向は、会社の純利益に対してどれくらい株主に配当したのかを示す指標。

配当性向 = 1株当たり配当金 ÷ 1株当たり当期純利益 × 100

(15) つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)において、国債や社債は投資対象商品ではない。

【答え】

正解は①(○)

NISA(少額投資非課税制度は、指定された金融商品で得た利益の税金が免除される**非課税制度**です。

●非課税となる対象

→**上場株式・公募株式投資信託、J-REIT(上場不動産投資信託、ETF(上場投資信託)などの配当金・分配金・譲渡益。**

※つみたてNISAでは対象となる国内外の上場株式・REIT等のほか、国債や公社債・公社債投資信託は**対象外**となります。

(16) 所得税において源泉分離課税の対象となる所得については、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算し、確定申告によりその税額を納める。

【答え】

正解は②(×)

●源泉分離課税

→他の所得と分離して所得の支払いの際に一定の税率で所得税を源泉徴収されるため、**確定申告は不要**です。

『備考』

・総合課税

→対象となるすべての所得を加算してその合計金額に対して課税すること。

・申告分離課税

→他の所得とは分離して各税額を計算し、**確定申告によって納税**する課税方法

(17) 所得税において、事業的規模で行われている賃貸マンションの貸付による所得は、事業所得となる。

【答え】

正解は②(×)

不動産の貸付けによる所得は、規模が事業的規模であったとしても、事業所得とはならず、**規模を問わず不動産所得**となります。

(18) 所得税における一時所得に係る総収入金額が500万円で、その収入を得るために支出した金額が400万円である場合、総所得金額に算入される一時所得の金額は、50万円である。

【答え】

正解は②(×)

●一時所得の計算方法

$$\text{一時所得} = \text{総収入金額} - \text{支出金額} - \text{特別控除額（最高50万円）}$$

●課税方法

一時所得はほかの所得と合わせて税額を計算する総合課税の対象で、確定申告が必要です。

所得として含めるときには一時所得の計算で求められた金額の1/2を合算します。

『本問の計算』

$$\begin{aligned}\text{一時所得} &= 500\text{万円} - 400\text{万円} - 50\text{万円} \\ &= 50\text{万円}\end{aligned}$$

※所得として含めるときには一時所得の計算で求められた金額の1/2を合算します。

総合所得に算入される一時所得の金額は、50万円 $\times$ 1/2=25万円となります。

本問では「50万円」と説明されているため、不適切となります。

(19) 所得税において、個人が拠出した確定拠出年金の個人型年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

【答え】

正解は①(○)

確定拠出年金の個人型(iDeCo)の掛金は、**全額**、小規模企業共済等掛金控除の対象です。

(20) 所得税において、上場不動産投資信託(J-REIT)の分配金に係る配当所得は、配当控除の適用を受けることができる。

【答え】

正解は②(×)

上場不動産投資信託(J-REIT)の収益分配金は、投資法人が法人税を支払う前の利益を分配したものであるため、法人税と所得税の二重課税の問題がないため、**配当控除の対象とはなりません。**

(21) 土地および家屋に係る固定資産税評価額は、原則として、3年ごとの基準年度において評価替えが行われる。

【答え】

正解は①(○)

●固定資産税評価額

固定資産税や不動産取得税などの計算のもととなる評価額

決定機関	市町村
基準日	毎年1月1日(3年に一度評価替え)
発表時期	3月または4月
価格水準 ※価格水準は、公示価格を100% とした時の水準。	70%

固定資産税評価額は、3年に一度評価替えが行われます。

(22) 都市計画法において、市街化調整区域とは、おおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域である。

【答え】

正解は②(×)

・ **市街化調整区域**は市街化を抑制し、市街化開発をせず、無秩序な市街地の拡大を防ぐ地域となります。

・ **市街化区域**は街を活性化させるために活用される地域で、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

(23) 建築基準法において、建築物の敷地が2つの異なる用途地域にわたる場合、その全部について、敷地の過半の属する用途地域の建築物の用途に関する規定が適用される。

【答え】

正解は①(○)

用途地域とは、建築できる建物の種類や用途の制限を定めたルールのこと、都市計画法では「住居系」「商業系」「工業系」に区分します。

建物の敷地が2つの異なる地域にまたがる場合は、敷地の過半に属する地域(面積の広い地域)の用途規制が敷地全体に適用されます。

(24) 贈与により不動産を取得した場合、不動産取得税は課されない。

【答え】

正解は②(×)

贈与により不動産を取得した場合は、不動産取得税の課税対象です。

『備考』

相続により動産を取得した場合は、不動産取得税は課されません。

(25) 「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の適用を受けるためには、譲渡した居住用財産の所有期間が譲渡した日の属する年の1月1日において10年を超えていなければならない。

【答え】

正解は②(×)

〔居住用財産の3,000万円の特別控除〕

居住用財産を譲渡(売却)して利益が出た場合、譲渡所得の金額から最高3,000万円の控除を受けることができます。

※夫婦で土地、建物を共有している場合、それぞれ3,000万円の特別控除が適用され最高6,000万円の控除ができます。

・計算式

課税譲渡所得=譲渡益-3,000万円(特別控除)

・主な適用要件

- ・自己の居住用財産の譲渡であること
- ・譲渡した相手が親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できない。
- ・居住しなくなった日から3年目の年の12月31までに譲渡していること
- ・前年、前々年に本特例を受けていないこと
- ・前年、前々年に「特定の居住用財産の買替え特例」「譲渡損失の繰越控除の特例」を受けていないこと(3年に1回可能)

●本問での説明では、「譲渡した居住用財産の所有期間が譲渡した日の属する年の1月1日において10年を超えていなければならない。」とありますが、**所有期間の長短に関係なく適用**できます。

(26) 子が同一年中に父と母のそれぞれから贈与を受けた場合、その年分の暦年課税による贈与税額の計算上、課税価格から控除する基礎控除額は、最高で220万円である。

【答え】

正解は②(×)

暦年課税の場合、基礎控除は受贈者1人につき最高で110万円です。
基礎控除は贈与者の人数にかかわらず110万円となります。

(27) 贈与税の配偶者控除の適用を受けるためには、贈与を受けた日において、贈与者との婚姻期間が20年以上なければならない。

【答え】

正解は①(○)

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。控除額は2,000万円です。ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できますので、合計2,110万円までは非課税となります。

【適用要件】

- 婚姻関係が20年以上あること
婚姻期間は婚姻届けから贈与の日までをいいますので入籍していない期間は除かれます。1年未満場合の端数は切り捨てとなります。
- 同一配偶者間で一度のみです。過去に同一配偶者からのこの特例での贈与を受けていないこと。
- 贈与の対象財産は、国内にある居住用の土地、借地権、家屋です。
なお、土地のみや家屋のみ、また増築も家屋に含まれ、対象となります。
- 贈与を受けた配偶者は贈与を受け、取得した翌年3月15日までにその居住用不動産に居住し、その後も引き続き居住する見込みがある必要があります。

(28) 養子には、普通養子と特別養子があり、普通養子は養子縁組により実方の父母との親族関係が終了しない。

【答え】

正解は①(○)

＜普通養子と特別養子＞

●普通養子

- ・ 養親が成年に達し、養親が養子より年上のこと。
- ・ 養子が15歳未満の場合はその子の法定代理人へ承諾を得ること。
- ・ 未成年者を養子にするときは家庭裁判所の許可必要。
ただし、自分か配偶者の直系卑属の場合は不要です。
- ・ 養子が養親の尊属でないこと。
- ・ 夫婦が未成年者を養子にする場合は夫婦共同で縁組すること。
- ・ 夫婦一方の場合は他方の同意が必要です。
- ・ 養子は養親の嫡出子の身分となり、養子と養親、養親の血族と親族関係になる。

●特別養子

- ・ 養親は、配偶者のあるものでなければなりません。
- ・ 25歳に達していなものは養親にはなれません。
(養子となる子が20歳に達していれば、養親の一方が25歳以上達していなくても養親となれます)
- ・ 養子縁組請求時、養子となる子は6歳未満であること。
- ・ 養子となる子の両親の同意が必要です。
- ・ 養子と実方の父母、その血族との親族関係は終了します
(実父母との相続や扶養義務は消滅)

(29) 相続人が負担した被相続人の葬式の際の香典返戻費用は、相続税の課税価格の計算上、葬式費用として控除することができる。

【答え】

正解は②(×)

	控除できる	控除できない
債務	・ 金融機関からの借入金 ・ 未払いの医療費 ・ 未払いの税金 ・ 水道光熱費などの公共料金等の未払い	・ 墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・ 通夜・葬式・火葬・納骨費用	・ 香典返戻費用 ・ 法要費用

債務控除→相続人が負担した債務の金額は、取得財産の価額から控除されます。

・ 通夜・葬式・火葬・納骨費用などは相続税の課税価格から控除できますが、法要費用や香典返礼費用は控除することはできません。

(30) 被相続人の配偶者が、被相続人の居住の用に供されていた宅地を相続により取得した後、当該宅地を相続税の申告期限までに売却した場合、当該宅地は、相続税の課税価格の計算上、特定居住用宅地等として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができない。

【答え】

正解は②(×)

小規模宅地等の特例は、配偶者は無条件で適用を受けることができます。

また相続税の申告期限までの保有要件などありません。

【第2問】 次の各文章((31)～(60))の()内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

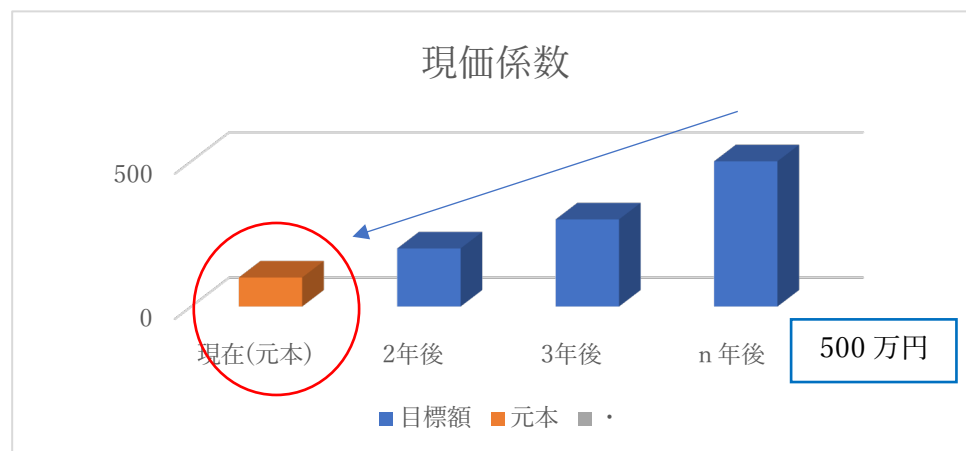
(31) 一定の利率で複利運用しながら一定期間経過後に目標とする額を得るために必要な毎年の積立額を試算する際、目標とする額に乘じる係数は、()である。

- 1) 現価係数
- 2) 資本回収係数
- 3) 減債基金係数

【答え】

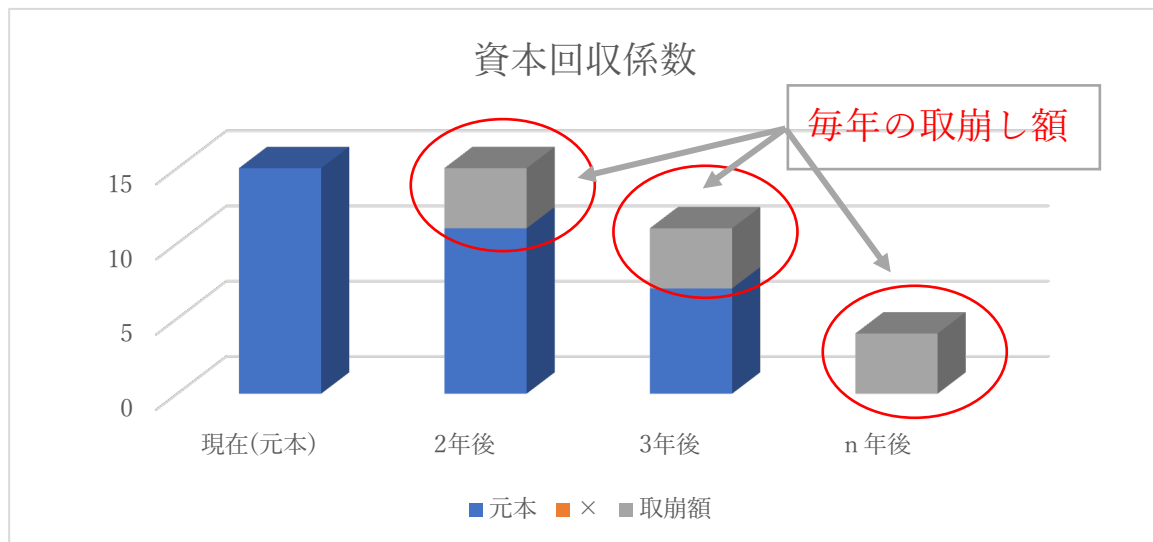
・ 現価係数

一定利率の複利運用で、一定期間後に将来の目標金額に達するために必要な元本を求める



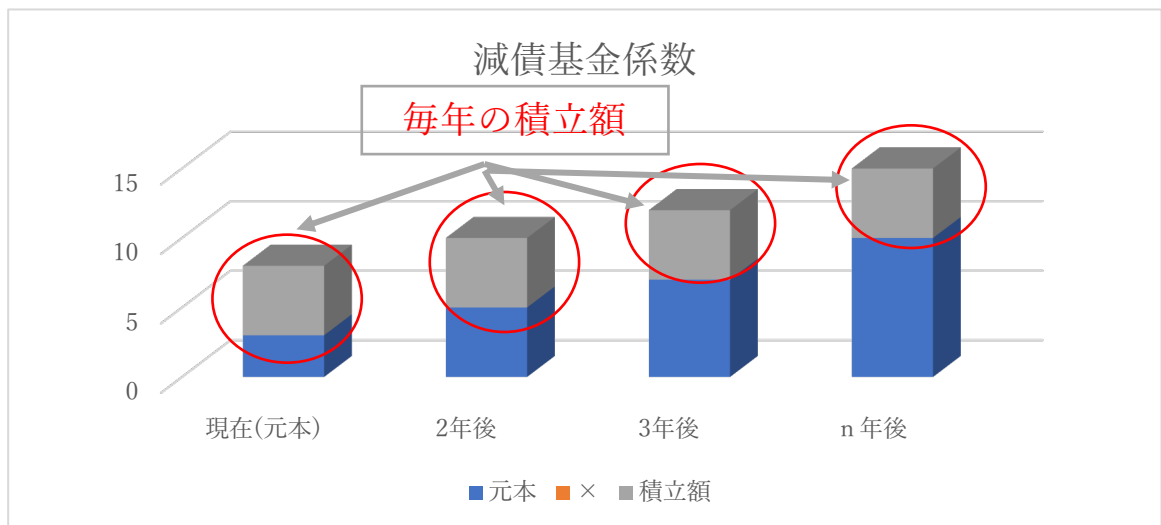
・資本回収係数

現在の一定額を一定期間で**取崩**した場合の**毎年の取崩し受取額**を求める



・減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための**毎年の積立額**を求める係数です。



本問では

「一定期間経過後に目標とする額を得るために必要な毎年の積立額を試算」とありますので、減債基金係数となります。

したがって、正解は3

(32) 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である会社員が、退職後に健康保険の任意継続被保険者となるための申出は、原則として、退職した日の翌日から() 以内にしなければならない。

- 1) 10日
- 2) 14日
- 3) 20日

【答え】

健康保険の任意継続被保険者となりには、離職日の翌日から**20日以内**に手続きを行う必要があります。

したがって、正解は3

(33) 国民年金の被保険者が学生納付特例制度の適用を受けた期間は、その期間に係る保険料を追納しない場合、老齢基礎年金の受給資格期間(1)、老齢基礎年金の年金額(2)。

- 1) ①に算入され ②にも反映される
- 2) ①に算入されず ②にも反映されない
- 3) ①には算入されるが ②にも反映されない

【答え】

学生納付特例制度は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

したがって、正解は3

(34) 65歳到達時に老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が、67歳0カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、老齢基礎年金の増額率は、()となる。

- 1) 12.0%
- 2) 16.8%
- 3) 25.2%

【答え】

年金の繰下げ支給は、66歳～70歳まで受給を開始するように遅らせることで、「繰り下げた月数×0.7%」が老齢基礎年金に加算されます。

67歳0カ月から受給開始する場合、2年(24月)繰下げられます。

よって

$24\text{月} \times 0.7\% = 16.8\%$ 、本来の受給額へ加算されます。

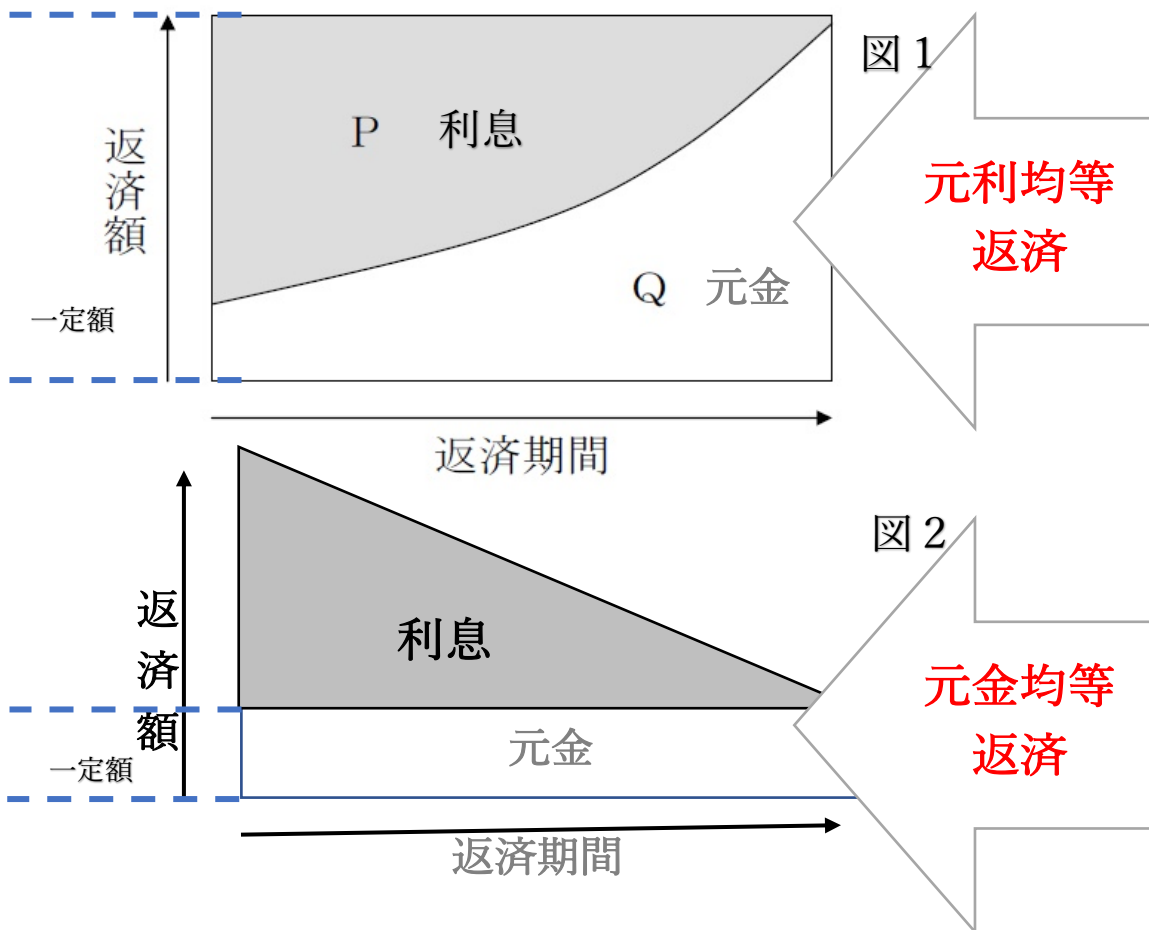
したがって、正解は2

(35) 住宅ローンの返済方法のうち、元利均等返済は、毎月の返済額が(①)、返済期間の経過とともに毎月の元金の返済額が(②)返済方法である。

- 1) ① 一定で ② 減少する
- 2) ① 一定で ② 増加する
- 3) ① 減少し ② 増加する

【答え】

《元利均等返済と元金均等返済のイメージ図》



元利均等返済	元金と利息を合わせて均等に返済していく方法で、毎月の返済額が常に同じ金額になる
元金均等返済	元金のみを均等に返済する方法で毎月の返済額は、住宅ローン残高が減ることで利息額も減る

●本問より

住宅ローンの返済方法のうち、元利均等返済は、毎月の返済額が(① 一定で)、返済期間の経過とともに毎月の元金の返済額が(② 増加する)返済方法である。

したがって、正解は2

(36) ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、通常の予測を超えて発生するリスクに対し、保険金等の支払余力をどの程度有するかを示す指標であり、この値が()を下回ると、監督当局による早期是正措置の対象となる。

- 1) 200%
- 2) 250%
- 3) 300%

【答え】

●ソルベンシー・マージン比率

大災害や株の大暴落など通常予測できないリスクが発生した場合に、保険会社に対応できるかどうか、保険会社の財務健全性を判断する指標です。

数値が高いほど安全性が高く、**200%以上**が健全性の目安となります。200%を下回ると、金融庁から経営の健全性の回復を図るために早期是正措置が発動されます。

したがって、正解は 1

(37) 所得税において、個人が2020年中に締結した生命保険契約に基づく支払保険料のうち、()に係る保険料は、介護医療保険料控除の対象となる。

- 1) 先進医療特約
- 2) 傷害特約
- 3) 定期保険特約

【答え】

介護医療保険料控除の対象保険は、医療保険(先進医療特約)、がん保険、介護保険、所得補償保険です。

したがって、正解は 1

『備考』

生命保険料控除3つに区分されます。

	内容
一般の生命保険料控除	生存・死亡に基因して保険金・給付金を支払う
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金
介護医療保険料控除	入院・通院等の医療費支払い事由に基因して保険金の給付が行われる

(38) 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%から50%の範囲内で設定されるが、居住用建物については(①)、生活用動産(家財)については(②)が上限となる。

- 1) ① 3,000万円 ② 500万円
- 2) ① 3,000万円 ② 1,000万円
- 3) ① 5,000万円 ② 1,000万円

【答え】

建物、また家財ごとに火災保険の保険金額の30～50%の範囲で設定。
ただし上限として建物は5,000万円、家財1,000万円を上限とする。

●本問より

地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%から50%の範囲内で設定されるが、居住用建物については(① 5,000万円)、生活用動産(家財)については(② 1,000万円)が上限となる。

したがって、正解は 3

(39) 普通傷害保険(特約付帯なし)において、一般に、()は補償の対象とならない。

- 1) 国内旅行中の飲食による細菌性食中毒
- 2) 海外旅行中の転倒による骨折
- 3) 料理中に油がはねたことによる火傷

【答え】

普通傷害保険は、国内外、業務中、業務外問わず日常生活で起こる傷害を補償する保険です。

※国内外問わず補償の対象なので海外旅行中に発生した事故による傷害も補償の対象となります。

↑ここも試験に出やすいです。

[支払い対象]

- ・スポーツによる骨折。
- ・出張先の火災でやけど。

[支払い対象ではないもの]

- ・病気
- ・細菌性食中毒
- ・日射病
- ・地震
- ・津波
- ・噴火

これらの原因とする傷害は対象外です。

したがって、正解は 1

(40) レストランを経営する企業が、火災により店舗が全焼し、休業した場合の利益損失を補償する保険として、()がある。

- 1) 労働災害総合保険
- 2) 企業費用・利益総合保険
- 3) 施設所有(管理)者賠償責任保険

【答え】

・労働者災害補償保険（労災保険）

業務上の災害または通勤上の災害によって負傷したり、病気や障害、死亡した場合に、労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

・施設所有者賠償責任保険

施設自体の構造上の欠陥や管理の不備により、施設所有者（管理者）が負担する賠償金を補償します。

・企業費用・利益総合保険

偶発な事故による営業収益の減少による損失や、営業を継続するために支出を余儀なくされる費用等を総合的かつ効果的に補償する保険です。

本問では、「休業した場合の利益損失を補償する保険」を問われていますので、企業費用・利益総合保険となります。

したがって、正解は 2

(41) 景気動向指数において、()は、一致系列に採用されている。

- 1) 完全失業率
- 2) 新規求人数(除学卒)
- 3) 有効求人倍率(除学卒)

【答え】

景気動向指数は景気の状態を見るための複数の指標を総合的に分析・評価する。

●指数に採用されている指標

- ・先行指数 11指標 (景気に対して先行して動く)
→新設住宅着工床面積・新規求人数・実質機会受注など
- ・一致指数 9指標 (ほぼ一致して動く)
→有効求人倍率・生産指数(鉱工業)・耐久消費財出荷指数など
- ・遅行指数 9指標 (遅れて動く)
→完全失業率・家計消費支出・法人税収入など

景気動向指数において、有効求人倍率は、一致係数に採用されています。

したがって、正解は 3

(42) 投資信託において、企業の将来の売上高や利益の伸び率が市場平均よりも高いなど、成長性があると思われる銘柄に投資する運用手法を、()という。

- 1) グロース運用
- 2) バリュース運用
- 3) トップダウン・アプローチ

【答え】

・グロース運用

企業収益の成長性が着目して投資対象を選定する運用手法です。

・バリュース運用

企業の利益や資産額などの一定の基準に対して割安な銘柄に投資する手法です。

・トップダウン・アプローチ

経済情勢・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測からはじまり、国や地域の資産に配分するかを決め、その資産配分の枠の中で選択する業種を絞り、最終的に個別銘柄を絞っていく方法

●本問では「成長性があると思われる銘柄に投資する運用手法」を問われていますので、グロース運用となります。

したがって、正解は 1

(43) 債券の信用格付とは、債券やその発行体の信用評価を記号等で示したものであり、一般に、()格相当以上の格付が付された債券を、投資適格債という。

- 1) A(シングルA)
- 2) BBB(トリプルB)
- 3) BB(ダブルB)

【答え】

債券の信用格付けとは、国や企業など発行する債券の将来における元本の支払いや利息の支払いが確実に履行されるかどうかを評価し、リスクの度合いを示します。

●格付けは「AAA」や「D」などのアルファベットで表す。

AAA→信用リスクが最も低い、安全とされる債券。

AA

A

BBB

《投資適格》

↑ ↑ ↑

↓ ↓ ↓

《投機的・投資不適格》

BB

B

CCC

CC

C

D→信用リスクが高い、利払いや償還が約束通りに行われないデフォルトリスク(債務不履行リスク)がある。

債券の信用格付け、**BBB(トリプルB)以上が投資適格**とされます。

BB(ダブルB)以下であれば投資不適格と分類されています。

したがって、正解は 2

(44) 東京証券取引所市場第一部に上場する代表的な225銘柄を対象として算出される株価指標は、()である。

- 1) ナスダック総合指数
- 2) 日経平均株価
- 3) 東証株価指数

【答え】

日経平均株価(日経225)

東京証券取引所上場1部に上場している株式のうち225銘柄の株価合計を銘柄数で割った修正平均の株価指数。

●東証株価指数(TOPIX)

東京証券取引所上場1部に上場している全銘柄の合計時価総額を対象とした株価指数。

●ナスダック総合指数

米国の新興企業を中心とした、米ナスダック市場(NASDAQ)に上場する全銘柄で構成する時価総額加重平均型の指数。

東京証券取引所市場第一部に上場する代表的な225銘柄を対象として算出される株価指標は、(日経平均株価)となります。

したがって、正解は 2

(45) A資産の期待収益率が3.0%、B資産の期待収益率が2.0%の場合に、A資産を80%、B資産を20%の割合で組み入れたポートフォリオの期待収益率は、()となる。

- 1) 2.4%
- 2) 2.8%
- 3) 6.0%

【答え】

ポートフォリオの期待収益率

ある資産に投資して、運用により将来得られることが期待できる平均的な収益率(リターン)のことです。

・計算式

(各資産の期待収益率×組入比率)の合計

つまり、ポートフォリオの期待収益率は、ポートフォリオに組み入れた各資産の期待収益率を組入比率で加重平均した値となる。

A資産=期待収益率3.0%×構成比80%=2.4

B資産=期待収益率2.0%×構成比20%=0.4

A資産2.4+ B資産0.4=2.8%

したがって、正解は 2

(46) 給与所得者が25年間勤務した会社を定年退職し、退職金2,000万円の支給を受けた場合、所得税における退職所得の金額の計算上、退職所得控除額は、()となる。

- 1) $\{800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年})\} \times \frac{1}{2} = 575\text{万円}$
- 2) $800\text{万円} + 40\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 1,000\text{万円}$
- 3) $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 1,150\text{万円}$

【答え】

●退職所得の計算

退職所得の計算式は次の通りです。

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額



勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

勤続年数で一年未満の端数が出る場合は1年切り上げます
（※勤続年数が33年4か月の人は34年として計算します）
（※障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除は、上記の計算式で計算した額に+100万円をした額となります。）

本問では、勤続年数25年で20年を超えていますので下記の計算式になります。

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 1.150\text{万円}$$

したがって、正解は 3

(47) Aさんの2020年分の各種所得の金額が下記の〈資料〉のとおりであった場合、損益通算後の総所得金額は、()となる。なお、各種所得の金額に付されている「▲」は、その所得に損失が生じていることを表すものとする。

資料＞ Aさんの2020年分の各種所得の金額

不動産所得の金額	800万円
事業所得の金額（株式等に係るものを除く）	▲100万円
雑所得の金額	▲50万円

- 1) 650万円
- 2) 700万円
- 3) 750万円

【答え】

損益通算は、所得税額を計算する際に、**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得**の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを行います。

本問では、不動産所得と損失を生じている事業所得は損益通算できますが、**雑所得は損益通算できません**。

よって、総所得金額は、不動産所得から事業所得の損失を差し引いた800万円-100万円=700万円となります。

したがって、正解は 2

(48) 所得税において、医療費控除(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を除く)の控除額は、その年中に支払った医療費の金額(保険金等により補填される部分の金額を除く)の合計額から、その年分の総所得金額等の合計額の (①)相当額または(②)のいずれか低いほうの金額を控除して算出される。

① 5% ② 88,000円

① 5% ② 100,000円

① 10% ② 100,000円

【答え】

医療費控除…納税者本人のまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が医療費を支払った場合に適用できます。(合算することができる)

【支出した医療費用 - 生命保険等からの給付金 - 10万円】

* 控除額の上限は200万円

* 総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額× 5 %

- ・ 保険等で補填される金額
- ・ 10万円と総所得金額等の5%相当額のうち低い方

●本問より

所得税において、医療費控除(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を除く)の控除額は、その年中に支払った医療費の金額(保険金等により 補填される部分の金額を除く)の合計額から、その年分の総所得金額等の合計額の (① 5 %)相当額または(② 100,000円)のいずれか低いほうの金額を控除して算出される。

したがって、正解は 2

(49) 所得税において、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日時点の年齢が(①) 以上(②) 未満である者は、特定扶養親族に該当する。

- 1) ①16歳 ② 19歳
- 2) ①18歳 ② 22歳
- 3) ①19歳 ② 23歳

【答え】

・扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である、配偶者以外の親族。

・一般対象扶養者（扶養家族で16歳以上70歳未満の人【19~23歳の間は特定扶養者となり金額は下記の通り】）：【38万円】

・特定扶養者（扶養家族で19歳以上 23歳未満の人）： 【63万円】

・老人扶養者（扶養家族で70歳以上の人）：
【同居親族→58万円 それ以外48万円】

●本問より

所得税において、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日時点の年齢が(① 19歳) 以上(② 23歳) 未満である者は、特定扶養親族に該当する。

したがって、正解は 3

(50) 所得税において、青色申告者に損益通算してもなお控除しきれない損失の金額(純損失の金額)が生じた場合、その損失の金額を翌年以後最長で()繰り越して、翌年以後の所得金額から控除することができる。

- 1) 3年間
- 2) 7年間
- 3) 10年間

【答え】

・純損失の繰り越し控除

損益通算をしても赤字のままで損失が出ているもの(=純損失)がある場合、青色申告者はその損失分を翌年以降**3年間**繰り越し控除ができます。

したがって、正解は 1

(51) 土地の登記記録において、()に関する事項は、権利部(甲区)に記録される。

- 1) 抵当権
- 2) 所有権
- 3) 賃借権

【答え】

表題部
表示(物理的状況)に関する事項)
・ 土地に関する登記記録 →所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載
・ 建物に関する登記記録 →家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載

権利部
権利に関する事項
甲区：所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区：所有権以外の権利に関する事項 →抵当権・借地権・賃借権などを記載

登記記録は、表題部と権利部(甲区・乙区)で構成されています。
権利部(甲区)には、所有権に関する事項が記録されています。

したがって、正解は 2

(52) 宅地建物取引業法において、宅地建物取引業者が依頼者と締結する宅地または建物の売買の媒介契約のうち、専任媒介契約の有効期間は、最長で()である。

- 1) 3カ月
- 2) 6カ月
- 3) 1年

【答え】

●媒介契約

不動産業者に仲介を依頼するにあたり、依頼者と不動産業者の間で結ばれる契約のこと。宅地建物取引業者は、媒介契約を結んだ場合、遅滞なく媒介契約を作成して、記名押印して、依頼者にこれを交付しなければならない。

・媒介契約は3種類(この部分が特に試験に出ます。)

		一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
依頼主側	複数社と契約	○	×	×
	自己発見取引	○	○	×
業者側	依頼者への業務報告義務	なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上
	指定流通機構への登録義務	なし	契約日から7日以内	契約日から3日以内
契約の有効期限		規制なし	3ヶ月以内	3ヶ月以内

したがって、正解は 1

(53) 建物の区分所有等に関する法律において、規約の変更は、区分所有者および議決権の各()以上の多数による集会の決議によらなければならない。

- 1) 3分の2
- 2) 4分の3
- 3) 5分の4

【答え】

規約(マンションに関するルール)

マンションに関する規約などは集会を開いて決議します。

[集会の決議要件]

分譲マンションでは年1回以上、管理者が集会の招集をしなければいけません。集会では区分所有法および議決権(専有部分の持分割合)によって決議します。

集会の招集	1/5以上
一般的事項	過半数の賛成
規約の設定、変更、廃止など	4分の3以上の賛成
建替え	5分の4以上の賛成

建物の区分所有等に関する法律において、規約の変更は4分の3以上の賛成が必要となります。

したがって、正解は 2

(54) 個人が土地を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算において、譲渡した土地の取得費が不明である場合、譲渡収入金額の()相当額を取得費とすることができる。

- 1) 5%
- 2) 10%
- 3) 15%

【答え】

不動産の譲渡所得

分離課税とされる譲渡所得の計算式

譲渡所得の金額（土地・建物等）＝総収入金額
（譲渡所得）－（取得費＋譲渡所得）－特別控除額

- ・取得費は【取得にかかった金額＋設備費＋改良費－減価償却費】
- ・取得費が不明な場合や実際の取得費が収入金額の5%より少ない場合は、**収入金額の5%を取得費**とすることができます。（**概算取得費**）

したがって、正解は 1

(55) 個人が自宅の土地および建物を譲渡し、「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けるためには、譲渡した年の1月1日において当該譲渡資産の所有期間が(①)を超えていることや、当該譲渡資産の譲渡対価の額が(②)以下であることなどの要件を満たす必要がある。

- 1) ① 5年 ②1億円
- 2) ① 5年 ②1億6,000万円
- 3) ① 10年 ②1億円

【答え】

居住用財産の買換え特例の適用を受けるためには、所有期間が10年超であり、譲渡する居住用財産の売却額が1億円以下である必要があります。

したがって、正解は 3

(56) 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた場合、受贈者1人につき()までは贈与税が非課税となる。

- 1) 1,000万円
- 2) 1,200万円
- 3) 1,500万円

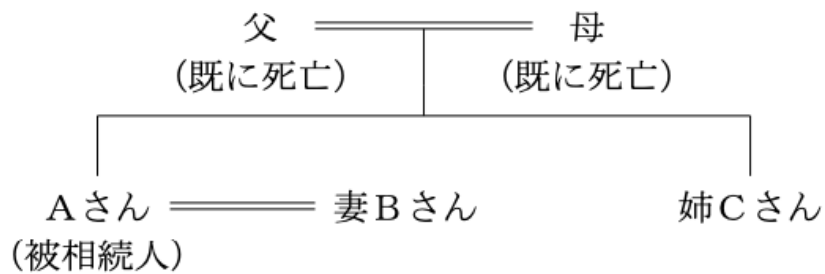
【答え】

結婚・子育て資金の非課税特例の限度額は、受贈者1人につき1,000万円で、そのうち結婚費用については非課税限度額は300万円です。

したがって、正解は 1

(57) 下記の<親族関係図>において、Aさんの相続における妻Bさんの法定相続分は、()である。

親族関係図>



- 1) 2分の1
- 2) 3分の2
- 3) 4分の3

【答え】

●相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合

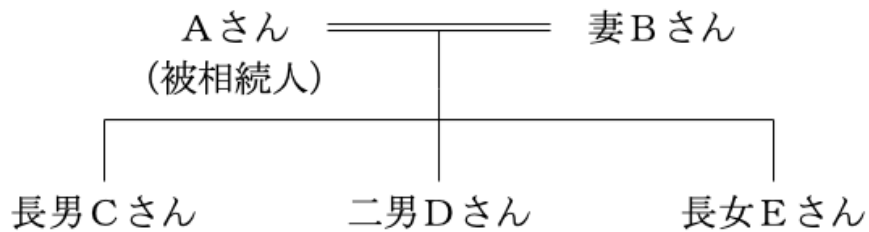
法定相続分では、配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1となります。

よって妻Bさんの法定相続分は4分の3となります。

したがって、正解は 3

(58) 下記の<親族関係図>において、遺留分を算定するための財産の価額が3億円である場合、長女Eさんの遺留分の金額は、()となる。

<親族関係図>



- 1) 2,500万円
- 2) 5,000万円
- 3) 7,500万円

【答え】

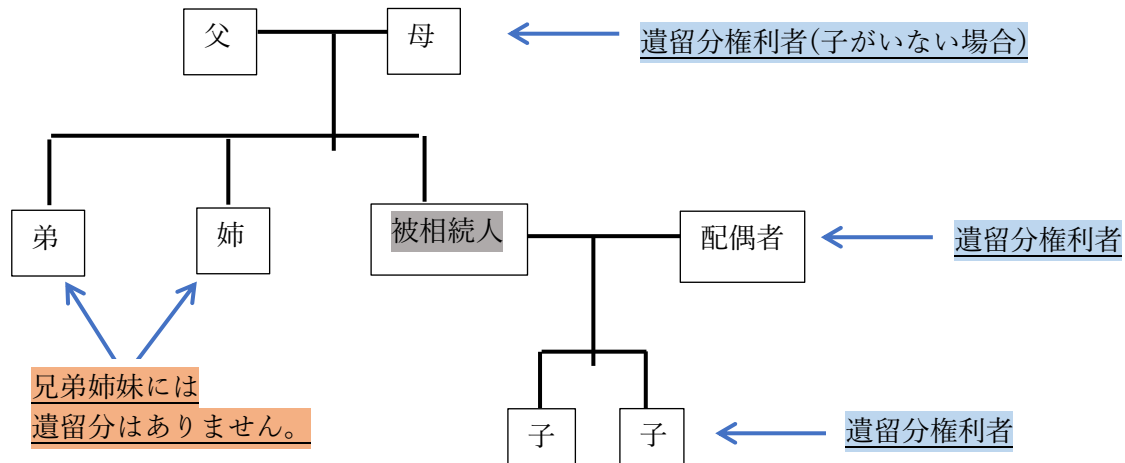
遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

遺言者は遺言書によって、特定の人に全財産を遺贈するということができますが、これでは、遺族が生活できなくなるといった事態が発生してしまいますので、遺留分として遺族が最低限相続できる財産を保証しています。

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]



遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

※直系尊属とは、父母・祖父母など自分より前の世代で直通する系統の親族のことです。

遺留分権利者が直系尊属の場合は、遺留分は被相続人の財産×1/2となります。遺留分の金額は遺留分に法定相続分をかけた金額となります。3億円から遺留分算定の基礎なる財産は1/2(3億円×1/2=1.5億円)となり、その法定相続分をかけて計算します。

●本問

妻Bさん→1.5億円×1/2=7,500万円

長男Cさん→1.5億円×1/6=2,500万円

二男Dさん→1.5億円×1/6=2,500万円

長女Eさん→1.5億円×1/6=2,500万円

したがって、正解は 1

(59) 2021年5月11日(火)に死亡したAさんが所有していた上場株式Xを相続により取得した場合の1株当たりの相続税評価額は、下記の〈資料〉によれば、()である。

資料＞上場株式Xの価格

2021年3月の毎日の最終価格の月平均額	540円
2021年4月の毎日の最終価格の月平均額	600円
2021年5月の毎日の最終価格の月平均額	620円
2021年5月11日(火)の最終価格	600円

- 1) 540円
- 2) 600円
- 3) 620円

【答え】

上場株式の評価

相続により取得した上場株式の相続税評価額は、以下の4つの価格のうち最も低い金額となります。

- ①課税時期の終値
- ②課税時期の月の毎日の終値の平均
- ③課税時期の月の前月の毎日の終値の平均
- ④課税時期の月の前々月の毎日の終値の平均

したがって、正解は 1

(60) 国税庁が公表している路線価図において、路線に「300C」と付されている場合、「C」の記号は、借地権割合が()であることを示している。

- 1) 60%
- 2) 70%
- 3) 80%

【答え】

『路線価』

路線価とは、1 m²あたりの価格を千円単位で表したものです。

路線価[300C]と表記されている場合は、[1 m²あたり 30 万円] という意味になります。

●借地権割合を表す記号

数字の後ろのアルファベットは、土地に対する借地権割合がどのくらいあるのかを表したもので、割合が高い方から順に A～G まであります。

記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%

したがって、正解は 2

(終)